## 京都大学民間等共同研究取扱規程新旧対照表

	41)	人	子	氏 间	寸	共	HJ	4Л	九	収	1/X	况	忹	利	ΙΠ	XJ	771	衣
			改	正	前							改		正	後			
	(前 日	各)																
	(設備等	等の帰	¦属)							(設備	等の帰	帚属)						
第1	10条	ļ	(略)						第	10条	ļ	(同	左)					
2 •	3	J	(白山)						2	. 3	ſ	(11)	圧)					
l _	(共同码	开究講	座等)	_														
第1	10条	カ2	部局(	り長は、共	同研究	ごの遂	行上心	公要が										
t	あると	認める	らときに	は、講座、	研究剖	門又	はこれ	16K										
<u>村</u>	目当する	る組織	を設置	置することを	ができ	<u>る</u> 。												
	(後 ▮	各)																
										附	則							
									3	_の規	程は、	平成	2 9 4	年11	月6日	から	施行す	<sup>-</sup> る。